

資料 2

中学校における休日の部活動の 地域展開推進計画（案）

※第5章から

八戸市教育委員会

令和8年〇月

目 次

はじめに

第1章 部活動地域展開の背景

- 1 国の動向
- 2 ガイドラインで示された休日の部活動の地域連携・地域移行の考え方
- 3 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」
最終とりまとめについて

第2章 八戸市の中学校部活動の現状

- 1 本市の状況
 - (1) 中学校数及び生徒数
 - (2) 部員数及び設置部数
 - (3) アンケート調査の結果概要

第3章 基本目標と基本方針

- 1 基本目標
- 2 基本方針
 - (1) 生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境の整備
 - (2) 様々な運営主体による多様な地域クラブ活動の展開
 - (3) 適正な活動と持続可能な運営体制の構築

第4章 八戸市における部活動地域展開の方向性

- 1 地域展開の方向性
- 2 目指す将来像
- 3 推進目標
- 4 計画期間

第5章 指導者の確保・育成

- 1 指導者人材バンクの整備
- 2 指導者養成

第6章 部活動の地域展開の受け皿となる運営団体等の確保

- 1 地域クラブ活動に関する認定制度の整備

第7章 地域におけるスポーツ及び文化施設の確保

- 1 施設使用について
- 2 学校施設の使用・管理の在り方

第8章 地域クラブ活動における会費及び保険の在り方

- 1 会費について
- 2 保険について

第9章 その他

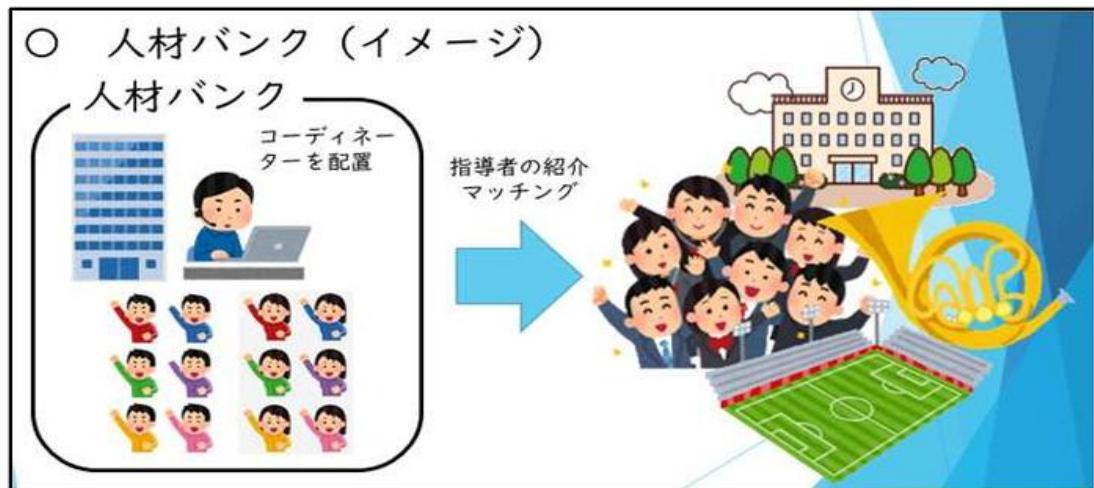
おわりに

第5章 指導者の確保・育成

1 指導者人材バンクの整備

指導者を確保することができない学校部活動及び地域クラブ活動へ指導者を派遣するため、地域の競技団体や文化芸術団体との連携を高めるとともに、大学やスポーツクラブ、民間団体等に連携協力を依頼し、青森県地域スポーツクラブ活動・学校部活動指導者人材バンクの活用、又は八戸市地域クラブ活動人材バンク（仮）の整備を行うものとする。

また、指導者としての教職員の配置に備えて兼職兼業の制度を整備し、申請及び許可の基準等を明確化する。



2 指導者養成

人材バンクの積極的な活用により人材確保を行いつつ、登録された指導者を対象とした研修を行い、個々の指導者の資質向上を図る。研修の内容は、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰やハラスメントの防止といった指導者の資質向上につながるものとする。

第6章 部活動の地域展開の受け皿となる運営団体等の確保

1 地域クラブ活動に関する認定制度の整備

部活動地域展開の受け皿となる運営団体等を確保するため、「八戸市地域クラブ活動」について、国が示す要件及び認定手続きに基づき、認定を行う。



第7章 地域におけるスポーツ及び文化施設の確保

1 施設使用について

スポーツ活動については、市内スポーツ施設、小・中学校の体育館や校庭、その他の施設を使用する。

文化芸術活動については、市美術館、是川縄文館、その他文化施設等を使用する。

2 学校施設の使用・管理の在り方

活動場所については、地域クラブ活動の運営団体が手配する。活動場所として、小・中学校の施設を使用することも想定されるため、管理に必要な体制整備について検討する。

第8章 地域クラブ活動における会費及び保険の在り方

1 会費について

会費については、地域クラブ活動への参加により保護者が負担することになる。なお、困窮家庭への支援について検討する。

2 保険について

地域クラブ活動中の怪我、事故、損害賠償等を考慮し、スポーツ安全保険等に加入する。

※地域クラブ活動は、学校管理下の活動ではないため、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象外となる。個人賠償責任保険も保険対象となる保険を選定する。

第9章 その他

地域展開後の活動に関して、その他、必要な事項は別途、ガイドラインを設ける。

今後、国の方針が示された場合は、八戸市としてもその方針を踏まえ、臨時の協議会等を開催し、再度、必要な事項に関して検討する。